

想定問答

<対象業種>

問1 パチンコ屋等の遊技業関連も対象となるのか。

(答) パチンコ屋等の遊技業関連も含め、幅広い業種の事業者を対象としている。
ただし、性風俗関連特殊営業、政治団体や宗教法人など国の持続化給付金の給付対象にならない業種は対象外としている。

問2 クラスタが発生したキャバクラなど接待を伴う店舗も対象業種となるのか。

(答) キャバクラやホストクラブなど接待を伴う店舗も対象となる。
ただし、性風俗関連特殊営業など国の持続化給付金の給付対象にならない業種は対象外としている。

問3 公益財団法人の他、農協・森林組合・漁業協同組合も対象となるのか。

(答) 持続化給付金でも対象となっており、対象としている。

問4 持続化給付金では、収入を「雑所得」や「給与所得」で計上していたフリーランスは対象となっているが、今回の補助金では対象となるのか。

(答) 持続化給付金でも対象となっており、対象としている。

<申請方法・スケジュール>

問5 説明を聴きながら申請書を作成したいが、どこへ行けばいいか。

(答) 申請手続を詳細に記入した申請要領を用意しているので、それを見ながら作成していただきたい。感染防止のため、窓口受付は行っておらず、コールセンターでの電話での相談対応になる。

<補助対象として認める経費>

問6 空気清浄機は対象になるのか。またエアコンはどうか。

(答) 空気清浄機は、感染予防対策としてガイドラインに掲載されており対象となる。
エアコンは、マスク着用での労務環境では熱中症のおそれがあり換気とともに併用するよう、各種ガイドラインに記載されており、対象となる。

問7 抗原検査やPCR検査の費用は対象となるのか。

(答) 渡航前の遺伝子検査（PCR検査）を求められるビジネス渡航者など、業務上必要な検査の費用については、対象となる。（川崎医科大学付属病院で実施中）

問8 次亜塩素酸水を大量に購入して従業員に吹き付けているが、対象になるのか。
(購入物は感染防止対策になるが、用途が感染防止対策になっていない場合)

(答) 次亜塩素酸水は、一定濃度以上で、少量ではなくモノの表面を十分な量で「ヒタヒタに濡らせば」有効であるが、人への空間噴霧については注意を呼びかけられているところであり、適正な用途で使用している場合に限り対象となる。

問9 感染対策用品の送料は対象となるのか。

(答) 感染対策に必要な経費として、対象となる。

問10 リース代は対象になるか。

(答) 補助対象期間の代金は、対象となる。

問11 工事業者からは〇か月待ちだと言われており、パーティション等を自作したいが対象となるか。

(答) 感染防止対策を講じるための材料費は、対象となる。
一方、自作に必要な工具は、汎用性が高く、目的外で使用が可能であるため対象外となる。

<補助対象外と認めない経費>

問 12 どういったものが補助対象とならないのか。

- (答) 1 感染防止対策に関係がないもの
2 パソコンやタブレットなど汎用性が高く、目的外で使用が可能なもの
3 人件費や公租公課（消費税を含む）など、補助金の性質や趣旨、目的に照らして適当でないもの
以上が対象外となっている。

問 13 テレワーク用のパソコン、液晶モニター等は対象になるのか。

- (答) 汎用性が高く、目的外で使用が可能であるため、パソコン等のほか、スマホ、タブレットは対象外としている。
一方、webカメラ、ヘッドフォン、zoomの使用料などは、対象となる。

問 14 テイクアウトや宅配のための弁当容器は対象となるのか。

- (答) 食料品や食材のほか、容器は対象とならない。一方、ガイドラインに記載しているように動線を区切るために専用の窓口を設置する経費は対象となる。

問 15 申請書類のコピー代は対象となるのか。

- (答) 補助金の申請に係る費用は、対象とならない。

問 16 ポイントを使って購入したが、補助対象となるか。

- (答) 現に支払いを行ったポイントを控除した額が補助対象となる。

<補助率>

問 17 国や市町村、県の他の補助金の補助を受けた品物・設置工事は、補助対象となるか。

- (答) 国や市町村、県の他の補助金の補助を受けた品物や設置工事は補助対象とならない。別の品物や設置工事は対象となる。後日補助対象とならないことが判明した場合は、補助額を返還してもらうこととなる。